

# 指導者制度改定 について

---

～6/9・6/11 新指導者制度相談日資料～

# 指導者制度改定の背景

## 団員に対する指導者としての責任を果たすため

… スポーツ少年団指導者は全員、JSPO公認スポーツ指導者資格保有者であることは不可欠である。

前時代的、非科学的な指導方法の見直し

→ これまでのスポーツ少年団認定員(スポーツリーダー)資格は永年資格であったが、今後は**継続的に学び続ける**必要のある「登録・更新制」のJSPO公認スポーツ指導者資格の認定が必要となる。

体罰や各種ハラスメント問題の解決

※JSPO:公益財団法人日本スポーツ協会(Japan Sports Association)

# 主な変更点

- ◆スポーツ少年団は、JSPO公認スポーツ指導者制度に基づき「スタートコーチ」を養成する。
- ◆スポーツ少年団に指導者として登録するためには、登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有していなければならない。
- ◆スポーツ少年団の登録区分を「団員」、「指導者」、「役員」および「スタッフ」とする。
- ◆単位スポーツ少年団の登録条件は、原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成することに加え、「20歳以上の指導者、役員またはスタッフの2名以上の登録」と「2名以上の指導者がスポーツ少年団の理念を学んでいること」が必要とする。

# 2020年度以降の資格位置付け

※「スポーツリーダー」はJSP0公認スポーツ指導者資格であるが、更新制ではない。

**A** 2019年度認定育成員

**B** 2019年度認定員

※日スポ少が管理

スポーツ少年団の理念を  
学習済み

## 登録・更新制のJSP0公認スポーツ指導者資格

**C** スタートコーチ  
(スポーツ少年団)

**D**  
バレーボール・陸上競技  
などの競技別資格  
(サッカー・バスケC級以上含む)  
クラブマネージャー  
スポーツプログラマー  
コーチングアシスタント など

※サッカー・バスケは各競技団体が管理

<b>A</b>	認定育成員は併せて登録・更新制のJSP0公認スポーツ指導者資格(D)を保有しているため、Dの資格を保有する限り「 <u>理念を学んだ指導者</u> 」として登録可能。コーチングアシスタントへ移行の必要は無い。
<b>B</b>	認定員は併せて「JSP0公認スポーツリーダー」を保有しているため、2023年度登録までは「 <u>理念を学んだ指導者</u> 」として登録可能。2024年度登録からは「コーチングアシスタント」(D)へ資格移行すれば「 <u>理念を学んだ指導者</u> 」として登録可能。
<b>C</b>	スタートコーチは登録・更新制のJSP0公認スポーツ指導者資格であり、スポーツ少年団の理念を学習しているため「 <u>理念を学んだ指導者</u> 」として登録可能。
<b>D</b>	登録・更新制のJSP0公認スポーツ指導者資格であるが、スポーツ少年団の理念を学んでいないため、「(理念×の)指導者」としてスポーツ少年団に登録可能。

# ①a 【Bのみ保有 移行の意思あり】

## 認定員(スポーツリーダー→コーチングアシスタントへ移行)

- 認定員資格を保有しているため2023年度まではJSPO公認スポーツリーダー資格をもって「**理念を学んだ指導者**」としてスポーツ少年団に登録可能。
- 2024年度以降も継続して「**指導者**」として登録し活動する場合は2023年度までにJSPO公認コーチングアシスタントへの移行が必要。
- JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行には、講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き(別紙資料参照)を行うことで完了する。
- 移行の際は、他のJSPO公認スポーツ指導者資格と同様に、資格登録料(10,000円/4年)と初期登録手数料(3,000円)の納入が必要となる。

# ①b 【Bのみ保有 移行の意思なし】

認定員(スポーツリーダー→コーチングアシスタントへ移行しない)

- 認定員資格を保有しているため2023年度まではJSPO公認スポーツリーダー資格をもって「**理念を学んだ指導者**」としてスポーツ少年団に登録可能。
- コーチングアシスタントへ移行しない場合は、2024年度以降は「指導者」としてのスポーツ少年団登録不可。「**役員**」「**スタッフ**」としての登録となる。
- 資格移行に関しては、日本スポーツ協会ホームページ内「日本スポーツ少年団＞令和2(2020)年度以降のスポーツ少年団について＞資格移行手続きマニュアル(PDF)」を御参照ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1226.html>

## ② 【B+D保有】

### 認定員+コーチ1(競技別)など

- 認定員資格を保有しているため、コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有している限り、「**理念を学んだ指導者**」としてスポーツ少年団に登録可能。
- コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を更新時に、資格登録料(10,000円/4年)と資格別登録料(〇〇円 ※競技により異なる)を納入する。

→ 各競技資格養成団体に納入、金額は各資格養成団体が設定。

# ③ 【Dのみ保有】

## コーチ1(競技別)など

- コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有している限り、「(理念×の)指導者」としてスポーツ少年団に登録可能。
- コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を更新時に、資格登録料(10,000円/4年)と資格別登録料(〇〇円 ※競技により異なる)を納入する。

→ 各競技資格養成団体に納入、金額は各資格養成団体が設定。



# ④ 【C+D(サッカー・バスケ除く)保有】

## スタートコーチ+コーチ1(競技別)など

- コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有しているため、「(理念×の)指導者」としてスポーツ少年団に登録可能。
- スタートコーチ資格を取得した時から、「理念を学んだ指導者」として登録ができる。

スタートコーチ分とコーチ1(競技別)など分を二重に支払う必要はありません。
- スタートコーチの資格登録時に、初期登録手数料(3,000円)の納入が必要となる。JSPOに登録・更新時に資格登録料(10,000円/4年)、資格別登録料(〇〇円 ※競技により異なる)を納入する。

↳ 各競技資格養成団体に納入、金額は各資格養成団体が設定。

# ⑤ 【C+D(サッカー・バスケ)保有】

## スタートコーチ+コーチ1(競技別)など

- コーチ1(競技別)などの登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有しているため、「(理念×の)指導者」としてスポーツ少年団に登録可能。

- スタートコーチ資格を取得した時から、「理念を学んだ指導者」として登録ができる。

これまでの各協会納入分に加えて、JSPO納入分の支払いが生じます。

- 「スタートコーチ」の資格登録時に、資格登録料(10,000円/4年)と初期登録手数料(3,000円)を納入が必要となる。合わせて資格別登録料(〇〇円 ※競技により異なる)を納入する。

→ JFA/JBAに納入、金額はJFA/JBAが設定。

2020年度から  
講習会スタート

## ⑥ 【Cのみ保有】

### スタートコーチ

- 2019年度までの認定員資格に替わり、コーチ1よりも取得しやすい(集合講習会の時間数が短い) 登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格として新設される。
- 競技別資格の位置付けではあるが、競技志向の指導をするための資格ではない。
- 指導者資格を持っていない方が、スポーツ少年団での指導をするために最初に取得を目指す資格になります。東近江市スポーツ少年団では、毎年「スタートコーチ」養成講習会の案内を全単位団に案内します。

# 参考資料

---

## 日本スポーツ協会ホームページ

- トップページ>スポーツ指導者>日本スポーツ協会公認スポーツ指導者概要

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

- トップページ>スポーツ少年団>令和2(2020)年度以降のスポーツ少年団について

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1226.html>

## 指導者マイページ

<https://my.japan-sports.or.jp/login>